

# 田辺市第2次行政改革大綱

平成29年3月

田 辺 市

# 目次

## 1. 田辺市第2次行政改革大綱策定の趣旨

- (1) これまでの行政改革への取組..... 2
- (2) 行政改革の背景と必要性 ..... 3

## 2. 基本的事項

- (1) 大綱の位置づけ ..... 6
- (2) 推進期間 ..... 6
- (3) 改革の目標と基本的視点 ..... 6

## 3. 推進項目

- (1) 市民と共に進める地域づくり ..... 7
- (2) 質の高い行政サービスづくり ..... 8
- (3) 健全で活力ある市役所づくり ..... 9

## 4. 改革の推進と進行管理

- (1) 行政改革実施計画の策定 ..... 11
- (2) 推進体制と進行管理 ..... 11
- (3) 取組状況の公表 ..... 11

## 1. 田辺市第2次行政改革大綱策定の趣旨

本市では、平成17年5月の「市町村合併」が行政改革の第一歩であったといえるわけですが、その後、「田辺市行政改革大綱」に基づき効率的な市政運営に努めながら、「第1次田辺市総合計画」に掲げる「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」の実現を目指しまちづくりを進めてきました。

そうした中、本市を取り巻く社会経済情勢等もめまぐるしく変化しており、このような変化に柔軟に対応していくためには、改めて行政運営を見つめ直し、更なる改革に取り組むことが求められます。

このため、今後進めていくべき行政改革の基本的な方向性を示す「田辺市第2次行政改革大綱」を策定し、引き続き改革に取り組むものです。

### (1) これまでの行政改革への取組

#### ①取組経過

これまでの行政改革への取組経過は以下のとおりです。

- ・平成17年5月 「田辺市行政改革推進本部」設置
  - ・平成18年3月 「田辺市行政改革大綱」策定
  - ・平成18年3月 「田辺市定員適正化計画(H17～H21)※」策定
  - ・平成18年6月 「田辺市行政改革第1次実施計画(H17～H21)※」策定
  - ・平成18年10月 「田辺市財政健全化計画(H17～H21)※」策定
- ※上記3計画をもって「田辺市集中改革プラン」とした。
- ・平成21年3月 「田辺市行政改革第2次実施計画(H21～H25)」策定
  - ・平成21年10月 「田辺市第2次定員適正化計画(H21～H25)」策定
  - ・平成22年2月 「田辺市資産・債務改革(H21～H25)」策定
  - ・平成26年3月 「田辺市行政改革大綱(改定版)」策定
  - ・平成26年3月 「田辺市行政改革第3次実施計画(H26～H28)」策定
  - ・平成26年10月 「田辺市第3次定員適正化計画(H26～H30)」策定

#### ②取組概要

平成18年3月に策定した「行政改革大綱」において、「民間委託等の推進」「住民参画と協働の推進」「組織・機構の見直し」「事務事業の見直し」「定員管理の適正化」「給与の適正化」「人材育成と人材確保の推進」「経費の節減合理化等財政の健全化」「公共工事の入札及び契約の適正化」「情報化の推進」「説明責任の確保と住民意見の反映」の11の重点項目を位置づけ、改革を推進してきました。「行政改革第1次実施計画」では、この重点項目に基づき、99の具体的な取組項目を掲げ、取組を進めた結果、87項目において目標達成あるいは一部実施など一定の成果が得られました。

また、「行政改革第2次実施計画」では、同様に100の取組項目を掲げ、取組を進めた結果、82項目において目標達成（概ね達成を含む。）となりました。

なお、上記第1次及び第2次実施計画期間中、「定員適正化計画」及び「第2次定員適正化計画」に基づき職員数の適正化に取り組み、それぞれ79人、52人の減員という結果になりましたが、これにより、合併時に993人であった職員数は、平成26年4月1日現在で862人（131人の減）となり、組織・体制のスリム化が図られました。引き続き「第3次定員適正化計画」に基づき適正管理に努めています。

平成 26 年 3 月には、大綱の改定版を策定し、新たに「環境に配慮した行政の推進」「市民サービスの向上と安全・安心の実現」を重点項目に位置づけるとともに、当該改定版に基づき「行政改革第 3 次実施計画」を策定し、45 の項目について具体的な取組を進めました。

## (2) 行政改革の背景と必要性

### ①人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は、平成 17 年の国勢調査以降、減少傾向が続いており、平成 27 年の国勢調査では 74,770 人となり、平成 22 年の 79,119 人と比べて 5.5% (4,349 人) の減少となっていますが、これは、一日あたり約 2.4 人が減少している計算になります。また、世帯数も 32,693 世帯から 32,163 世帯に減少しています。

そうした中、老年人口※<sub>1</sub>を見てみると、平成 27 年では 23,289 人と全体の 31.3%を占め、平成 22 年が 22,061 人、28.0%であったことと比べると、高齢化率※<sub>2</sub>は一段と高まってきています。一方、年少人口※<sub>3</sub>は、平成 27 年には 9,229 人、全体に占める割合は 12.4%となっており、平成 22 年が 10,588 人、13.4%であったことから、より一層少子化が進んでいる状況にあり、今後もこうした傾向が予測されます。

人口減少や少子高齢化が進むと、地域経済の活力低下、地域コミュニティの機能低下など、暮らしや地域社会に影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、行政サービス全般について見直しが必要になってくることはもちろんですが、活力ある地域社会を維持し発展させるために、本市の特性を生かしながら、安心して心豊かに暮らせるまちづくりを推進することなどにより、若者や子育て世代の定住を促進し、そして将来に渡り生産年齢人口※<sub>4</sub>を維持していくことや、地域資源を生かし、さらに交流人口を増やすための施策についても、引き続き重要な課題となっています。

今後においても、現状に即して市民サービスや事務事業の見直し等に取り組むとともに、地域でお互いが支え合うコミュニティの構築等も含め、地域活力を創出するための取組が必要です。

### ②地方分権と地方創生

地方分権改革の起点となった衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」から 20 年以上が経過し、この間、第 1 次及び第 2 次地方分権改革が進められ、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲などにより、国と地方の関係が新たな形に転換されるとともに、地方の自主性・自立性が高められるなど地方分権の基盤が概ね構築されたといえます。

今後においても、こうした基盤の上に立った更なる改革が推進されることとなりますが、住民に最も身近な市町村においては、引き続き自己決定・自己責任により、主体的で個性ある地域づくりが求められるとともに、その役割と責任がさらに増大してきます。

本市においても、昨今の厳しい財政状況や現行の限られた職員体制の中で、これまで以上の機動性や多様性が求められることから、職員一人ひとりが常に問題意識をもって、政策形成能

---

※<sub>1</sub>老年人口 : 集計人口のうち65歳以上の人口。

※<sub>2</sub>高齢化率 : 65歳以上の老年人口が、集計人口に占める割合。

※<sub>3</sub>年少人口 : 集計人口のうち15歳未満の人口。

※<sub>4</sub>生産年齢人口 : 集計人口のうち15歳以上65歳未満の人口。

力や業務遂行能力を高めるなど、質の向上を図ることが必要であり、併せて市民の市政参加や市民との協働が益々重要になってきます。

一方、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」、及び活性化に取り組む地方を国が支援する「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連2法が、平成26年11月に成立し、また同年12月には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、及びこれを踏まえ今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的施策を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が取りまとめられました。

このことに合わせて、地方においても、自ら考え、責任をもって戦略を推進する観点から、地域の特性を踏まえ、それぞれが策定した「人口ビジョン」及び「総合戦略」に基づき、地方創生の具現化に取り組まなければなりません。

本市においては、これまでも地域資源を生かしながら価値創造のための取組を進めてきたところですが、引き続き社会経済情勢の変化に迅速に対応しながら、新たな人の流れの創出をはじめ、地域の実情に即した活性化を図るとともに、そのための行財政運営基盤を構築していく必要があります。

### ③市民ニーズの多様化と市民意識の変化

時代の変遷や社会情勢の変化により、人々の意識は物質的な豊かさの追求から精神的な充足感へと移行する中、市民の価値観や物事に対する考え方、求めるサービスは刻々と変化し、行政運営に対するニーズは一層多様化したものになってきています。

このような変化に対応し、行政需要にこたえていくには、市民が求めるサービスを追求しつつ、限りある経営資源を効率的・効果的に活用するとともに、新たな行政課題に的確に対応できる組織・体制の構築と職員の資質向上が必要となってきます。

一方、地域社会においては、市民自らが公共的な課題に向き合い、危機管理をはじめ、自発的・主体的に解決していこうとする動きも出てきています。

市民の自治意識、行政への参画意識の高揚に伴い、市民と行政が連携して役割を分担し合う協働の重要性が高まり、従来の行政主導のまちづくりから、様々な形で協働してまちづくりを行う動きが広がっています。

そうした中、行政が提供するサービスの拡大には限りがあることを共通認識しながら、地域や市民がそれぞれを支え合う共助が息づく地域社会を形成していくためには、公共的、公益的活動に関して市民等が持つ意欲や地域の活力をまちづくりへとつなげ、さらに広げていくことが重要となってきます。

また、市民の積極的な参加を促すためには、市民からの信頼の確保が不可欠であり、市民と行政が手を取り合って協働していく、より良い関係づくりに向け、公平公正な行政運営に努めるとともに、行政情報を積極的に提供していく必要があります。

### ④市の財政運営

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、国の経済再生の取組等もあり、一部に鈍い動きがみられるものの、緩やかな景気回復基調となっています。

しかしながら、当地域においては未だ景気回復の実感は薄く、地域経済は依然として厳しい

中、本市の財政も引き続き厳しい状況が予測されます。

そうした中、特に、地方交付税については、普通交付税の合併算定替※<sub>1</sub>による特例措置が平成 28 年度から 5 年間で段階的に縮減されるとともに、平成 32 年度でその特例期間が終了することとなるため、大幅な減少が見込まれます。また、歳出面においては、扶助費などの社会保障関係経費が増加傾向にあり、将来に向けて安定した財政運営を行うためには、引き続き歳入の確保と、更なる選択と集中による行政のスリム化が求められます。

このため、市税等の徴収対策など債権の適正管理はもちろんのこと、新たな自主財源の確保に努めるとともに、定員の適正管理をはじめ、事務事業の不断の見直しや民間活力の導入等により、引き続き経費の節減・合理化等に取り組む必要があります。

また一方、限られた財源の中で、地域経済の活性化と持続的に発展させるための活力創出を図るため、地域資源を生かした新たな施策、特徴ある施策の展開も必要となります。

#### ⑤公共施設の老朽化

国や地方自治体では、高度経済成長期を中心として、社会的な要請や需要、住民ニーズに対応し、数多くの公共施設を整備してきましたが、こうした施設の多くは、整備後、長期間が経過しており、今後大量に更新時期を迎えることとなります。

本市においても同様に、住民サービスに資する施設や社会基盤施設等を順次整備してきた結果、また市町村合併に伴い、現在多くの施設を保有していることから、今後の維持管理や老朽化対策が大きな課題となっています。

これらの施設を維持、運営していくためには、通常の維持管理経費はもちろん、老朽化に伴う修繕や改修に加え、更新時には多額の建替え費用が必要であり、今後の財政運営に大きな影響を与えることとなるため、全ての施設を現状のまま維持、更新していくことは、現実的に困難な状況となります。

また、人口減少や少子高齢化の進行等社会構造の変化に伴い、施設の需要も変化していくことが予想される中、必要な施設や規模等を見極めていかなければなりません。

このため、将来に渡って、市民にとって真に必要な公共施設サービスを提供していくには、総合的かつ中長期的な視点に立って、民間との役割分担も視野に入れながら、更新、統廃合、複合化や長寿命化など、公共施設の適正配置と、財政負担の軽減、平準化を図っていく必要があります。

---

※<sub>1</sub>合併算定替：合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額は、合併年度及びこれに続く10年度については、合併前の旧市町村ごとに算定される額の合計額を下回らないように算定されるもので、その後5年間は激変緩和期間として段階的に縮小される。

## 2. 基本的事項

### (1) 本大綱の位置付け

本市においては、まちづくりに係る最上位の計画が「田辺市総合計画」であり、まちづくりの基本指針となるものですが、今後も、本総合計画に基づき、市の目指すべき将来像の実現に向けて、総合的・体系的にまちづくりを推進していく必要があります。

そうした中で、本大綱は、総合計画の着実な推進を下支えするものとして位置付けられ、今後の効果的・効率的な行財政運営に資する、行政改革の基本的な方針を明らかにするものです。

### (2) 推進期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

### (3) 改革の目標と基本的視点

#### 「時代に即した行政経営の実現」

#### ～持続可能な行政スタイルの確立に向けて～

行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、今後ますます増加すると予想される新たな行政課題や市民ニーズに対応するとともに、これまで築き上げてきた個々の行政サービスの水準を将来的に一定維持し、持続可能な行政経営の実現を図るために、更なる行政運営の改革が求められています。

また、事業執行や事務処理が適正に行われているかどうかだけではなく、行政サービスがどれだけ市民のニーズを反映したものになっているかといったことが重要であり、提供された行政サービスによって、市民の満足度がどの程度向上したかが成果として求められるようになってきています。

そうした中、これまで取り組んできた、事務事業やコストの見直し、経費削減などを主眼とした量的な行政改革は、行政運営のスリム化に一定の成果を挙げており、今後も継続して取り組んでいく必要がありますが、更に行政を経営するという視点で、限られた経営資源（人、物、金、情報）を適切かつ有効に活用し、市民が満足する行政サービスを、よりの確に、より効率的に、より迅速に提供できる質的な行政改革も併せて行い、成果の向上を重視した経営型の行政運営を目指します。

また一方、各種施策の推進に目を向けると、これまで必要な社会基盤や施設の整備に鋭意取り組み、順次、その成果が現れてきているところではありますが、これからの行政運営においては、そうしたハード面から、市民がゆとりや心の豊かさを実感できるようなソフト面の充実に転換していくことも重要となってきます。

このような状況下において市政運営を進めるには、市民と行政がお互いのビジョンや情報を共有し、お互いに良きパートナーとして役割を分担しながら、地域における課題等に向き合うことが必要となります。

このため、市民自らが課題を捉え、解決策を考え、行動することに対して、行政情報の提供に努めるとともに、これをサポートすることにより、多様化し増大する公共サービスに行政の力が応えていく量的質的な限界に対応すると同時に、市民の市政参画意識をさらに高め、社会

における支え合いの意識と活気を生み出すことを目指します。

また、そうした中であって、田辺市の付加価値向上をはじめ、次世代の環境をにらんだ長期的視点に立ち、選択と集中により、更なる田辺市の活力・魅力の向上に努める必要があります。

このように、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、将来に渡って様々な行政課題に対応できる行財政基盤の構築とともに、市民が真に必要としている行政サービスを維持、向上させていく行政経営スタイルの確立に向け、更なる改革の推進に取り組みます。

### 3. 推進項目

#### (1) 市民と共に進める地域づくり

##### ①市民参画と協働の推進

自己責任と自己決定に基づく自治体経営が求められる中、多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに適切に対応していくためには、行政だけでなく、市民や地域と共に考え、行動していくことが重要になってきます。また、活力ある個性豊かなまちづくりを進めていくには、より多くの市民が地域づくりに参加できる体制づくりが必要です。

市民のまちづくりへの参加意識の高まりを大切にし、行政と民間との役割、機能の分担や相互の連携のあり方を検証しながら、市政に関する情報を的確に提供し、市民との情報共有を図るとともに、地域づくりのための多様な活動に対する支援など、市民の市政への参画を推進します。

また、地域の多様な人材を市政に生かせるよう、それぞれの地域や特性に応じ、市民との協働を進めます。

##### ②民間活力の導入

規制緩和等により民間が参画できる領域も拡大する中、定型的な業務を含め事務事業全般において、行政の果たすべき役割や関与の必要性等を検証し、行政運営の効率化や市民サービスの向上を図るため、適法性や公益性にも留意しながら、費用対効果等の観点から民間委託等の可能性を探るなど、民間活力の導入について積極的に推進します。

また、公の施設については、整備において民間の持つノウハウや資金の活用を視野に入れるとともに、維持管理、運営においては、そのあり方に係る検証を行いながら、効果的・効率的な管理に向けて、民間委託や指定管理者制度の導入等、状況に応じた検討を進めることとし、導入後においても適切なモニタリング等を実施します。

##### ③市政の透明性の確保

市民との協働のまちづくりを進めていく上では、市民と行政が情報を適切に共有し、共通の課題認識を持つことが大切であり、市政運営の公正性と透明性の確保を図ることが一層必要となります。

引き続き、情報公開制度や行政手続制度の適切な運用を図るとともに、行政が保有する様々な情報について、市のホームページや広報紙、さらにソーシャルネットワークサービス<sup>※1</sup>の活用等、多様な形態により積極的かつわかりやすく発信します。

---

**※1ソーシャルネットワークサービス**： インターネット上の交流を通して、人と人とのつながりを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスで、近年、利用が拡大している。Facebook、Twitterなど。

また、意見公募手続（パブリックコメント手続）を引き続き適切に運用するとともに、市民との対話等により、市民の声や地域の現状、課題等についての的確に把握し、市政運営に反映できるように努めるなど、市民に信頼され開かれた行政を進めます。

#### ④環境に配慮した行政の推進

地球温暖化と異常気象との関係が取り沙汰される中、こうした環境問題への対応については、持続可能な社会の形成に向けて、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働による環境にやさしい取組が求められています。

良好な自然環境や生活環境を次の世代に引き継ぐため、環境に配慮した地域社会の実現に向けて、日常的な省資源をはじめ、新・省エネルギーの取組等、行政活動における更なる環境負荷の低減や、地域における啓発活動、実践活動の推進等に努めます。

### （２）質の高い行政サービスづくり

#### ①事務事業の見直し

限られた経営資源において、多様化・複雑化が進む市民ニーズや新たな行政課題への対応も求められる中、それぞれの事務事業について、「最小の経費で最大の効果を上げること」を基本として、公的関与の妥当性をはじめ、必要性、有効性、効率性などの観点から常に検証し、必要な改善や整理・合理化に取り組むとともに、優先度を見極め、選択と集中により効果的な施策を推進します。

また、広域的な視点による事務事業の集約やネットワーク化等が求められるものについては、県や近隣自治体と連携を図りながら、事務の共同化、効率化を検討します。

#### ②市民サービスの向上とＩＣＴ（情報通信技術）の活用

めまぐるしく変化する社会情勢の中であって、このことに柔軟に対応しながら、市民サービスの向上を図り、市民満足度を高めていくことが大切です。このため、常に市民の視点に立ち、窓口環境や手続きの改善等、より利便性の高いサービスの提供に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、個々のサービスを見つめ直し、質的な改善を図ります。

また、情報化社会が急速に進展する中、個人情報保護や情報セキュリティの確保に留意しつつ、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、市民への情報提供、各種行政手続きにおける利便性やサービスの充実に努めるとともに、行政内部における効果的なシステムの構築、情報の共有化や事務処理の迅速化を図るなど、行政事務の効率化を進めます。

#### ③人材育成等の推進

市民のニーズを的確に把握し、市民視点で市政を運営するためには、市政を担う職員自身が市民感覚に優れていなければなりません。また、地方分権の進展など社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応していくためには、職員一人ひとりの資質、能力を高め、行政サービスに取り組むことのできる体制が求められます。

このため、「田辺市人材育成基本方針」に基づき、計画的な職員研修をはじめ、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や業務推進プロセスの改善等に努めるとともに、適正な人事評価制度の運用を進めます。

また、地方創生の具現化をはじめ、柔軟な発想による行政運営を推進するためにも、人事交流の推進や人事評価の充実のほか、職員提案制度の活用などによる自主研究活動、創造的活動の促進等により、職員の意識改革や能力開発、経営感覚の養成に努めるとともに、モチベーシ

ョンの向上や改革意欲の醸成、さらに専門性の高い技術を持った職員の確保と育成に取り組みます。

#### ④危機管理能力の向上

今後、発生が懸念されている大規模地震をはじめ、毎年の台風や豪雨等による災害に対する危機管理体制の充実が求められる中、情報伝達手段の強化等に努めるほか、公共施設等の安全性をより高めていく一方、災害時には自分の命は自分で守るという「自助」、家族や地域での支え合いのもとに生まれる「共助」などの意識を高め、地域防災力の向上を図るとともに、地域防災活動や災害時の支援など「公助」により災害対応力を高めることが大切です。

市民の安全・安心の実現に向けて、災害に対する更なる対策や被災時における業務遂行能力の確保に努める一方、これまで以上に地域における自主防災組織等との協働を図るとともに、地域ぐるみの防災体制の充実に取り組み、併せて日常生活の様々な場面における危機に備えるなど、迅速かつ的確に対応できよう危機管理能力の向上を図ります。

また、行政を取り巻く各領域における様々な危機に対応するため、引き続き情報セキュリティの確保も含め、職員の危機管理意識の徹底を図ります。

### (3) 健全で活力ある市役所づくり

#### ①組織・機構、体制の見直し

地方分権の進展や社会情勢の変化をはじめ、新たな行政課題等に的確に対応するとともに、これまで以上に行政運営の効率化を図るため、行政の組織・機構や体制については不断の見直しが求められます。

政策目標や施策体系をはじめ、本市の特性や現状を踏まえ、各部局が持つべき役割を確認しながら時代に即した組織の構築を目指すとともに、わかりやすく効率的な組織づくり、柔軟性、機動性のある体制づくりを進めます。

また、職員の能力や適性に応じた配置により組織体制の強化を図るとともに、職場内の権限移譲等による事務処理や意思決定の迅速化、責任の明確化に努めるほか、職員の持つ知識、技術や情報を生かしやすい職場づくり、女性職員が活躍できる職場づくり等、組織風土の改善に取り組みます。

さらに、外郭団体や第3セクター等の市関係団体については、経営の合理化等に取り組むとともに、市が設置する附属機関についても、そのあり方等を検証し、状況に応じた見直しを図ります。

#### ②定員の適正管理と給与等の適正化

限られた経営資源を効果的、効率的に配分することが求められる中、市民サービスの提供に影響を与えることのないよう、適切な業務執行体制を確保するため、年齢構成のバランスにも配慮しながら、職員数、職員配置の適正化への取組が必要です。

引き続き「田辺市定員適正化計画」に基づき、職員の適正な定員管理に取り組むとともに、職員の年齢構成や職種別の職員数等を考慮しながら、中長期的な視点に立った職員採用による職員構成管理に取り組みます。

また、職員給与については、国等の動向を注視するとともに、業務内容等を踏まえ、市民の理解が得られるよう、給与制度と水準、その運用のあり方について検討し、庁内合意形成を図りながら時代に即した給与制度の構築と運用の適正化を進めます。

各種手当に関しては、支給のあり方等について総合的に検討するとともに、時間外勤務手当について、職員が減員している中で画一的な削減は厳しいものの、適正な職員配置や事務配分の見直し等により抑制に努めます。

### ③財政の健全化

普通交付税の合併特例措置の段階的な縮小等により、今後もさらに厳しい財政状況が見込まれる中、将来に渡って安定した行政運営を行っていくために、より一層の財政の健全化を推進します。

持続可能な財政構造の構築に向けて、市税をはじめ各種収入の徴収率の向上など、公平性の確保、債権管理の適正化に取り組むとともに、行政サービスの提供に対する受益者負担の適正化を図るほか、資産の売却等をはじめ、新たな自主財源の確保に努めます。

また、市民にとって必要なサービスの確保、充実を図るためにも、費用対効果も十分踏まえながら、選択と集中による施策・事業の推進等に取り組むほか、経常的な経費についても更なる節減・合理化を推進します。

併せて、定住促進や交流人口増加のための取組等を推進する中で、地域の活性化や地域活力の創出につなげ、将来的にも安定した財政基盤の確立を目指します。

広域的な行政課題や共通の事務処理については、周辺自治体等との連携や共同での取組など、効果的、効率的な行財政運営に努めます。

加えて、統一的な基準に基づく財務書類を整備し、これを活用することで財政状況を的確に把握し、中長期的な視点での健全化に努めます。

### ④公有財産の適正管理

今後、多くの公共施設が更新時期を迎えることから、これを維持、運営していくための経費の増加が懸念される中、公共施設等の現況や将来的な見通し等を踏まえた、長期的な視点による総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等を示した「田辺市公共施設等総合管理計画」を基に、日常の点検をはじめ、安全性の確保に努めるとともに、更新や統合、廃止、複合化や多機能化、長寿命化など、総量の抑制を基本としつつ、財政負担の軽減・平準化及び施設の適正配置の実現を目指し、社会情勢の変化や利用状況、地域の実情等も勘案しながら、具体的なマネジメントを推進します。

また、経常的な維持管理経費の縮減に努めるとともに、民間により効果的、効率的な運営が見込まれるものについては民間委託や民営化等を検討するほか、地域等における管理が適しているものについては移譲等を検討します。

稼働率が低い施設等については有効活用に努めるとともに、未利用資産や利活用が見込めないものについては、用途廃止や売却等適切な処分を進めます。

道路や橋梁などのインフラ資産については、安全性の確保を最優先に適切な維持管理に努めるとともに、緊急性等を考慮しながら必要な対策を講じます。

#### 4. 改革の推進と進行管理

##### (1) 行政改革実施計画の策定

行政改革を着実に推進するため、改革の具体的な取組を示した「行政改革実施計画」を策定します。

計画期間については当該計画において定めるものとし、「3. 推進項目」で示した12の項目に基づき、具体的な取組項目を掲げ、当該取組ごとに目標を設定するとともに、PDCAによる進行管理を行います。

なお、今後の社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、取組項目を追加するとともに、取組内容等を見直していくこととします。

##### (2) 推進体制と進行管理

改革の推進にあたっては、市長を本部長とする「田辺市行政改革推進本部」を中心として、各部局が連携して取り組むこととし、総務課（事務局）においてその進行管理を行います。

##### (3) 取組状況の公表

市民が改革への取組や進行状況、成果等を確認できるよう、毎年度、進捗状況や取組結果を公表するとともに、市議会をはじめ、市民の理解と協力を得ながら取組を推進していくものとします。